平成２３年（フ）第８６５号
神奈川県厚木市長谷1194番地26
債務者　飯島　　淳
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８６８号
神奈川県中郡二宮町中里882番地１号201
債務者　大石　鶴代
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８７７号
神奈川県厚木市温水西２丁目35番12号
ニュー高波ハイツ206
債務者　早川　義彦
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１０号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本177番地の13
丸山コーポ202号室
債務者　宮澤　忠俊
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２６号
神奈川県厚木市飯山3063番地４
債務者　三井　竜也
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２９号
神奈川県平塚市根坂間363番地の１　ドムール平塚第３―203号
債務者　小見　裕幸
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５０号
神奈川県厚木市戸田1461番地２
債務者　堀井　　進
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５２号
神奈川県小田原市中曽根315番地　グレース奥津105号室
債務者　佐藤　信代（旧姓鍵和田）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５８０号
新潟市西蒲区熊谷1595番地
債務者　湯川　　財
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２号
新潟市中央区本間町２丁目2659番地15、前住所新潟市東区牡丹山３丁目12番４号
債務者　松島　建一
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
新潟市中央区本町通９番町1325番地
債務者　松島　　攻
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７８号
大阪市浪速区戎本町１丁目８番８―901号
債務者　髙原　誠弥
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８７号
大阪府東大阪市長堂１丁目19番18号　サンフォレスト布施503号
債務者　吉岡　正人
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９３号
大阪市東淀川区豊里２丁目25番３号　北淀宝ハイツベゴニアＢ―632号
債務者　大曽　淳一
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９４号
大阪市東淀川区豊里２丁目25番３号　北淀宝ハイツベゴニアＢ―632号
債務者　大曽　洋子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３４号
大阪市天王寺区舟橋町９番22号　プリオール舟橋202号
債務者　石川　宣枝（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４７号
大阪市都島区大東町３丁目３番１―1013号
債務者　永田　**隆**夫
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６７号
大阪府寝屋川市桜木町18番９号
債務者　藤岡　浩一
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部